

茨城県報 第6611号

昭和53年3月9日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●療養取扱機関の申出の受理等(医療福祉課)	1
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課)	2
●昭和53年度能力再開発訓練における訓練科, 訓練生定員及び訓練期間(職業訓練課)	3
●森林計画の計画事項の変更(林政課)	4
●土地改良区の設立(2件)(農地管理課)	6
●土地改良事業の適当決定(")	7
●換地計画の適当決定(2件)(")	7
●換地処分の届出(2件)(")	8
●道路の区域変更(道路維持課)	8
●道路の供用開始(")	9

公 告

●種牡畜検査の実施(畜産課)	9
●米飯提供業者の登録(食品流通課)	11
●小売販売業者甲の臨時登録(")	11
●野菜指定産地生産出荷近代化計画(")	11
●都市計画の案の縦覧(3件)(都市計画課)	13
●都市計画の図書の縦覧(")	15
●建築許可に関する聴聞(2件)(建築指導課)	15
●開発行為の工事完了(")	16
●道路位置の指定(")	17

告 示

茨城県告示第281号

次のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ次のものから国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条及び第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
162,020,2	53.2.1	医療法人 社団誠芳会 石本病院	理事長 石本 誠	笠間市石井字南 町2047	53.2.1	全国
172,046,5	53.2.15	取手皮膚科	小菅 正規	取手市新町2丁目 甲582-13 宇田川ビル5F	53.2.15	"
381,004,1	"	財団法人 霞ヶ浦成人病研 究事業団診療所	理事長 馬 詰 嘉 吉	稲敷郡阿見町阿見 字物申3901	"	"
023,070,2	"	安藤 歯科医院	安藤 雅 志	日立市大久保町 1-2-12 多賀東邦ビル2F	"	"
403,023,1	"	緒方 歯科医院	緒方 誠 之	筑波郡筑波町筑 波6-1493-3	"	"

茨城県告示第282号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
162,020,2 53.2.1	医療法人 社団誠芳会 石本病院	胃, 外, 内, 放 皮, 泌, 放	笠間市石井字南 町2047	理事長 石本 誠	組織変更 (個人→ 法人)
172,046,5 53.2.15	取手皮膚科	皮	取手市新町2丁目 甲582-13 宇田川ビル5F	小菅 正規	新規
381,004,1 "	財団法人 霞ヶ浦成人病研 究事業団診療所	循, 呼, 消, 放	稲敷郡阿見町阿見 字物申3901	理事長 馬 詰 嘉 吉 (太田 安雄)	"
511,001,0 (513,001,4) 53.2.2	国立水戸病院	内, 神, 小, 外, 整外, 皮, 泌, 産婦, 眼, 耳咽, 放, 麻, 循, 脳神外, 消, 理診, 歯	水戸市東原3-2-1	厚生省 (坪 晴行)	再指定
032,089,5 53.2.15	久松耳鼻いん こう科医院	耳咽	土浦市中央2-4-21	久松 勇	"
122,020,1 "	西堀内科医院	内, 小	常陸太田市馬場町 559-9	西堀 直明	"
132,033,2 "	津田診療所	内, 小	勝田市津田向砂沢 2590	松本 博	"
392,028,7 53.2.2	べんてる(株) 茨城工場診療所	内	新治郡玉里町大字上 玉里2239-1	工場長 島 善 司 (川並 節夫)	"
422,021,6 53.2.15	溝口病院	内, 小, 外, 胃, 循, 放	結城郡石下町本石下 118	溝口 和典	"

歯 科					
023,070,2 53.2.15	安藤 歯科医院	歯	日立市大久保町 1-2-12 多賀東邦ビル2F	安藤 雅志	新規
403,023,1 "	緒方 "	"	筑波郡筑波町筑波 6-1493-3	緒方 誠之	"
013,076,1 "	勝村 "	"	水戸市堀町1023-6	勝村 佳雄	再指定
363,031,2 53.2.10	田崎 "	"	鹿島郡銚田町徳宿 2563-4	田崎 良光	"

茨城県告示第283号

茨城県立職業訓練校規則(昭和49年茨城県規則第25号)第2条の規定により、昭和53年度の能力再開発訓練における訓練科、訓練生定員及び訓練期間を次のとおり定める。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹内 藤 男

校 名	訓 練 科 名	訓 練 生 定 員		訓 練 期 間	訓 練 開 始 月	備 考
		1 回 定 員	延 定 員			
水戸高等 技能専門校	溶 接 科	10	20	6ヵ月	4月, 10月	
	建 築 科	10	10	1 年	4月	
	左 官 科	10	20	6ヵ月	7月, 1月	
	経 理 事 務 科	15	30	6ヵ月	4月, 10月	
	計	45	80			
日立高等 技能専門校	溶 接 科	30	60	6ヵ月	4月, 10月	
	ブ ロ ッ ク 建 築 科	30	60	6ヵ月	4月, 10月	
	塗 装 科	30	60	6ヵ月	7月, 1月	
	計	90	180			

鹿島高等 技能専門校	溶 接 科	10	20	6 カ月	4 月, 10月	
	ブ ロ ッ ク 建 築 科	10	20	6 カ月	4 月, 10月	
	配 管 科	10	20	6 カ月	4 月, 10月	
	計	30	60			
土浦高等 技能専門校	洋 裁 科	10	10	1 年	4 月	
	計	10	10			
下館高等 技能専門校	溶 接 科	10	20	6 カ月	4 月, 10月	
	洋 裁 科	10	10	1 年	4 月	
	計	20	30			
水海道高等 技能専門校	板 金 科	10	20	6 カ月	4 月, 10月	
	計	10	20			
三和高等 技能専門校	板 金 科	10	20	6 カ月	4 月, 10月	
	自 動 車 運 転 科	10	10	2 カ月	4 月, 10月	同和対策, 委託 訓練
	計	20	30			
合	計	225	410			

茨城県告示第284号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定による，八溝地域森林計画の樹立並びに同条第4項の規定による多賀，鬼怒川及び霞ヶ浦地域森林計画の計画事項を変更したので，同条第6項の規定に基づき公表する。

なお，関係図面等を茨城県農林水産部林政課，関係地方総合事務所及び関係市町村役場に備えおいて，縦覧に供する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 八溝地域森林計画の概要

区分 市町村	計 画 対 象 民 有 林	森林の整備に関する事項 (機能別の所在及び面積)					伐採立木材積		主 林 伐 見 合 せ 分	伐 採 促 進 林 分	自 然 環 境 保 全 分
		木 材 生 産	水 源 か ん 養	山 地 災 害	保 健 保 全	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹			
数	ha	ha	ha	ha	千 ^m ³	千 ^m ³	千 ^m ³	千 ^m ³	ha	ha	ha
大宮町	2,871	2,871	112	121	—	78	55	23	217	88	—
山方町	5,377	5,377	822	447	18	141	95	46	938	146	—
美和村	5,549	5,549	1,850	369	8	213	185	28	1,128	358	7
緒川村	4,040	4,040	994	403	—	95	59	36	661	35	—
大子町	21,270	21,270	8,455	3,273	897	793	666	127	5,974	1,296	24

造 林 面 積				林 道		土 意 地 の 保 全 に 留 意 す べ き 地 区	保 安 林 の 指 定	保 安 施 設 指 定 地 区	保 安 施 設 事 業	林相の改良	
総 数	再 造 林	拡 大 造 林	天 然 更 新	開 設	改 良					目 標 年 度	改 良 面 積
ha	ha	ha	ha	km	箇所	ha	ha	ha	ha		ha
7,955	2,694	2,715	2,546	93.32	21	15,375	2,046	70	219		3,530
706	238	233	235	6.60	5	233	30	1	7	65年	74
1,234	308	477	449	18.20	—	1,223	20	11	20	"	763
1,098	547	285	266	19.30	4	2,109	30	9	36	"	432
923	191	366	366	16.52	2	1,236	—	2	14	"	667
3,994	1,410	1,354	1,230	32.70	0	10,574	1,966	47	142	"	1,594

2 多賀, 鬼怒川及び霞ヶ浦地域森林計画の変更

(1) 林道開設計画の追加分(一般林道)

計画区名	区分		備考
	市町村名	延長	
総数		14.20 km	
多賀	高萩市	2.40	小路線, 下山線, 沖谷線
	北茨城市	1.30	保田沢線
	里美村	0.80	井塚南線
鬼怒川	笠間市	0.70	新堤線
	七会村	1.50	土師線
霞ヶ浦	八郷町	3.30	十三塚線, 善光寺線
	千代田村	2.40	上佐谷青木華線
	出島村	1.80	榎木幕戸線

茨城県告示第285号

稲敷郡阿見町大字吉原 694 番地の 1 に事務所を置く吉原土地改良区の設立を土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第10条第 1 項の規定により昭和53年 2 月 28 日認可したから同条第 3 項の規定により公告する。

昭和53年 3 月 9 日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県告示第286号

行方郡潮来町大字辻 626 番地に事務所を置く津知地区土地改良区の設立を土地改良法(昭和42年法律第 195 号)第10条第 1 項の規定により昭和53年 3 月 1 日認可したから同条第 3 項の規定により公告する。

昭和53年 3 月 9 日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県告示第287号

江戸崎町長関口七之助から昭和53年1月18日付で認可申請のあつた沼里第3地区土地改良事業については、適当と決定したので土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

沼里第3地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月17日から昭和53年4月6日まで

3 縦覧の場所 江戸崎町役場

茨城県告示第288号

昭和53年2月9日付で認可申請のあつた小野詰地区の換地計画については、適当と決定したので土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月16日から昭和53年4月5日まで

3 縦覧の場所 石下町役場

茨城県告示第289号

昭和53年2月1日付で認可申請のあつた布川地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月16日から昭和53年4月5日まで

3 縦覧の場所 関城町役場, 下館市役所

茨城県告示第290号

昭和53年1月23日付農管指令第26号をもつて認可した大房地区の換地計画の更正については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第291号

昭和53年1月30日付農管指令第39号をもつて認可した磯部地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和53年3月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹内藤男

路線名	道路の区域	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
県道 土浦野田線	筑波郡谷和原村大字台 字神明603番地から	旧	最大 9.50 最小 4.50	1,384.00	
	筑波郡谷和原村大字福岡 字水門台1490番地まで	新	最大 39.50 最小 11.00	1,303.00	
県道 赤浜谷田部線	筑波郡谷和原村大字福岡 字堂浦2995番地から	旧	最大 9.50 最小 4.50	1,024.30	
	筑波郡谷和原村大字台 字神明603番地まで	新	最大 35.00 最小 11.00	834.00	

県道 鳥名福岡線	筑波郡谷和原村大字台 字二本松622-1番地から	旧	最大	24.00	82.00
	筑波郡谷和原村大字台 字逆瀬川683-2番地まで		最小	4.50	
	筑波郡谷和原村大字台 字二本松622-1番地から	新	最大	21.00	722.00
	筑波郡谷和原村大字福岡 字御堂1595-1まで		最小	11.00	

茨城県告示第293号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和53年3月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦野田線
- 2 供用開始の区間
筑波郡谷和原村大字台字神明603番地から
筑波郡谷和原村大字福岡字水門台1490番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年3月9日

公 告

●種牡畜検査の実施

茨城県種牡畜検査条例(昭和38年茨城県条例第16号)に基づく昭和53年度定期種牡畜検査を次の
とおり施行するので茨城県種牡畜検査条例施行規則(昭和25年茨城県規則第42号)第5条の規定に
より公告する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 検査の目的
家畜の改良増殖を図るため、種付の用に供する種雄畜の検査を実施する。
- 2 検査の対象となる家畜
種付の用に供する豚、めん羊及び山羊とする。
- 3 検査実施地域
県北地方総合事務所管内
- 4 検査日程

検 査 月 日		検 査 場 所		検 査 予 定 頭 数	備 考
月 日	時 間	市 町 村	検 査 場	豚	
4月10日	9:30~12:00	水戸市	報徳公民館	10頭	
	14:00~16:00	勝田市	馬渡公民館	8	
4月11日	9:30~12:00	友部町	役場駐車場	12	
	13:30~16:00	岩間町	中央公民館	20	
4月13日	10:00~12:00	瓜連町	堀口英治方	2	
	13:30~16:00	那珂町	那珂町農協前	10	
4月14日	10:00~12:00	山方町	町営グラウンド	5	
	13:30~16:00	大宮町	町営牧場	8	
4月17日	9:30~12:00	小川町	農協前	12	
	13:30~16:00	美野里町	大和田栄方	18	
4月18日	9:30~15:00	茨城町	長岡十文字	40	
4月20日	10:00~12:00	岩瀬町	町体育館前	3	
	13:30~15:30	笠間市	市役所前	5	
4月21日	10:00~12:00	大子町	防疫指導所	8	
	13:30~16:00	里美村	吉村泰重方	7	
4月24日	10:00~12:00	日立市	市役所	2	
	13:30~16:00	常陸 太田市	西小沢ライス センター	8	
4月25日	10:00~12:00	緒川村	三村隆男方	5	
	13:30~15:30	美和村	平塚辰雄方	5	
5月10日	9:30~11:00	御前山村	小林勝浩方	2	
	13:00~14:00	七会村	飯村英方	2	
	15:00~16:30	内原町	役場	5	
5月11日	10:00~12:00	常北町	役場	5	
	13:30~15:30	桂村	役場	13	
5月12日	9:30~12:00	常澄村	新井正四方	12	
	13:30~15:30	那珂湊市	那珂湊畜産センター	10	
5月15日	10:00~12:00	水府村	役場	3	
	13:30~15:00	金砂郷村	役場	5	
5月16日	10:00~12:00	高萩市	渡辺森雄方	3	
	13:30~16:00	北茨城市	青年研修所	10	

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県南地方総合事務所において縦覧に供する。

●小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の4第2項の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県南地方総合事務所において縦覧に供する。

●野菜指定産地生産出荷近代化計画

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第8条の規定に基づき、阪東(夏ねぎ)、長井戸(春はくさい)産地について生産出荷近代化計画を次のように定めた。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 指定産地名 阪 東

- (1) 指定野菜の種別 夏ねぎ
- (2) 指定年月日 昭和52年6月14日
- (3) 計画樹立年月日 昭和53年1月31日
- (4) 指定産地の区域 岩井市, 境町
- (5) 作付面積, 生産数量及び出荷数量の目標

ア 作付面積, 生産数量等

年 次	項 目			10a 当たり収量 (kg)			生 産 数 量 (t)		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
現 在 (昭和51年)		152	152		2,355	2,355		3,580	3,580
目 標 (昭和56年)		159	159		2,386	2,386		3,794	3,794

イ 出荷数量 (生食用)

(単位 t)

年次	項目			合計
	指定消費地域向け	その他県外向け	その他県内向け	
現在 (昭和51年)	3,267	88	83	3,438
目標 (昭和56年)	3,428	75	106	3,609

ウ 近代化施設の導入

区分	項目	事業種目	事業所数	受益	受益	備考
				戸	ha	
生産近代化	生産管理機械施設	・トラクター及び付属作業機	1	75	15	境町
		・農機具格納庫	1	75	15	〃
		集出荷貯蔵施設				
出荷近代化	集出荷貯蔵施設	・フォークリフト	2	138	42	岩井市
		・パレット	2	138	42	〃
		・結束機	2	138	42	〃
		・集出荷用建物	1	144	26	〃

2 指定産地名 長井戸

- (1) 指定野菜の種別 春はくさい
- (2) 指定年月日 昭和52年6月14日
- (3) 計画樹立年月日 昭和53年1月31日
- (4) 指定産地の区域 境町, 総和町, 三和町

ア 作付面積, 生産数量等

年次	項目			作付面積 (ha)			10 a 当たり収量 (kg)			生産数量 (t)		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
現在 (昭和51年)		125	125		5,004	5,004		6,255	6,255			
目標 (昭和56年)		128	128		5,106	5,106		6,536	6,536			

イ 出荷数量(生食用)

(単位 t)

年次	指定消費地域向け	その他県外向け	その他県内向け	合計
現在(昭和51年)	4,394	550	1,078	6,022
目標(昭和56年)	5,373	417	616	6,406

ウ 近代化施設の導入

区分	事業種目	事業所数	受益戸数	受益面積	備考
出荷近代化	集出荷貯蔵施設		戸	ha	
	・フオークリフト	1	100	20	三和町
	・パレット	1	100	20	〃
	・集出荷用建物	1	155	50	境町

●都市計画の案の縦覧

下館・結城都市計画土地区画整理事業(神明土地区画整理事業)を決定する必要が生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 都市計画の種類 土地区画整理事業(神明地区)

2 都市計画を定める土地の区域

下館市大字西谷貝字沼堀, 字堂尾

〃 大字菅谷字蛇内, 字大道東, 字大道, 字大道西, 字南浦, 字前通, 字久保田, 字石堀, 字石堀東, 字小石堀東, 字神明浦, 字菅谷, 字富士の越, 字富士西, 字西郷谷

〃 大字外塚字村北, 字高田, 字沼堀, 字神明浦, 字羽黒前, 字羽黒山, 字村東, 字村前, 字村西, 字塚越

3 都市計画案の縦覧場所

茨城県庁土木部都市計画課

下館市役所都市計画課

4 縦覧期間 昭和53年3月10日から昭和53年3月23日まで

牛堀都市計画公園(7.3.001 権現山公園)を決定する必要があるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類

公園(7.3.001 権現山公園)

2 都市計画を定める土地の区域

牛堀町大字牛堀, 字権現台, 字権現北台, 字房作, 字西の入

3 都市計画の案の縦覧場所

茨城県庁土木部都市計画課

4 縦覧期間 昭和53年3月11日から昭和53年3月24日まで

~~~~~  
下館・結城都市計画道路(3.4.8号大町, 神分線ほか3路線)を変更する必要があるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 道路(下館, 結城都市計画道路3.4.8大町神分線ほか3路線)

2 都市計画を定める土地の区域

3.4.8大町・神分線

都市計画を変更する区域 下館市字上八丁, 字荒町

〃 大字菅谷字菅谷

都市計画を追加する区域 下館市大字外塚字神明浦, 字羽黒前, 字羽黒東, 字村東, 字村前

〃 大字神分字川端, 字熊山, 字薬師堂, 字三貫橋

3.4.10駅前・中館線

都市計画を変更する区域 下館市字花の前, 字上八丁, 字台

〃 大字岡芹字八丁

都市計画を追加する区域 下館市大字中館字東八丁, 字中道西, 字中道東, 字八幡西

3.4.11横島・神分線

都市計画を変更する区域 下館市大字横島字薄田, 字下原田

〃 大字直井字卓坂

〃 大字市野辺字落堀, 字辰己, 字前田, 字柳町

〃 字大川西, 字金井町, 字田町, 字台, 字片町, 字桜町,  
字片町前, 字富士西, 字雷

〃 大字西谷貝字沼堀

都市計画を追加する区域 下館市大字横島字串内, 字花見堂, 字南門, 字前, 字横町,  
字車塚

〃 大字外塚字高田, 字村北, 字村南, 字村西

〃 大字神分字川端, 字樋越, 字熊山, 字薬師堂, 字三貫橋

3. 4. 24川澄・横島線

都市計画を追加する区域 下館市大字川澄字本田, 字稲荷宿東

〃 大字横島字堂合, 字二本松, 字車塚, 字薄田

3 都市計画案の縦覧場所

茨城県庁土木部都市計画課, 下館市役所

4 縦 覧 期 間 昭和53年3月10日から昭和53年3月23日まで

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画医療施設(東海村国保診療所)の決定に伴い東海村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により, 当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項の規定に報つき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和53年3月16日 午前11時30分
- 2 聴 聞 場 所 古河市大字三和字ククヤ45-1, 2, 46
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
店舗の新築
- 4 申請者住所氏名 古河市中田新田174  
落 合 哲 郎
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 平家建, 新築, 延面積 320㎡
- 6 建築物の位置 古河市大字三和字ククヤ45-1, 2, 46
- 7 敷 地 面 積 826.64㎡

- 1 聴聞期日 昭和53年3月15日 午前11時
- 2 聴聞場所 西茨城郡友部町平町1769-3
- 3 聴聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
事務所及び家畜診療所の改築
- 4 申請者住所氏名 西茨城郡友部町平町1769-3  
西茨城地方農業共済組合長 大越鉄治
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 2階建, 改築, 延面積286.32㎡
- 6 建築物の位置 西茨城郡友部町平町1769-3
- 7 敷地面積 926.16㎡

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和53年3月9日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
鹿島郡神栖町大字知手字砂4805番地-158, 4805番地-218, 4805番地-219, 4805番地-220, 4805番地-221, 4805番地-222, 4805番地-223, 4805番地-224, 4805番地-225, 4805番地-226, 4805番地-227, 4805番地-228, 4805番地-229, 4805番地-230, 4805番地-231, 4805番地-232, 4805番地-233, 4805番地-234, 4805番地-235, 4805番地-236, 4805番地-237, 4805番地-239, 4805番地-240, 4805番地-241, 4805番地-242, 4805番地-243, 4805番地-244, 4805番地-245, 4805番地-246, 4805番地-247, 4805番地-248, 4805番地-249, 4805番地-250, 4805番地-251, 4805番地-252, 4805番地-253, 4805番地-254, 4805番地-255, 4805番地-256, 4805番地-257, 4805番地-258, 4805番地-259, 4805番地-260, 4805番地-261, 4805番地-262, 4805番地-263, 4805番地-264, 4805番地-265, 4805番地-266, 4805番地-267, 4805番地-268, 4805番地-269, 4805番地-270, 4805番地-271, 4805番地-272, 4805番地-273, 4805番地-274, 4805番地-275, 4805番地-276, 4805番地-277, 4805番地-278, 4805番地-279, 4805番地-280, 4805番地-281, 4805番地-282, 4805番地-283, 4805番地-284, 4805番地-285, 4805番地-286, 4805番地-287 及び4805番地-288
- 2 事業主の住所及び氏名  
鹿島郡神栖町知手4332番地  
野口光雄



●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和53年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                          |                    | 道 路 の 位 置                             | 道路幅員及び延長   |            |
|----------------|--------------|--------------------------------|--------------------|---------------------------------------|------------|------------|
|                |              | 氏 名                            | 住 所                |                                       | 幅 員<br>(m) | 延 長<br>(m) |
| 竜土木指令<br>第91号  | 53. 2. 23    | たかつど商<br>事 (株)<br>(代)<br>高津戸孝男 | 取手市取手<br>2-5-5     | 取手市白山8丁目<br>1871-5, 10, 11,<br>12, 14 | 4.00       | 17.80      |
| 水土木指令<br>第180号 | 53. 2. 25    | 米川 俊夫                          | 東茨城郡茨城町<br>長岡7     | 東茨城郡茨城町長岡字<br>大連寺3317-50              | 4.00       | 33.50      |
| 竜土木指令<br>第92号  | 53. 2. 27    | 石田 旭                           | 筑波郡谷田部町<br>市ノ台82-1 | 稲敷郡莩崎村牧園<br>3-16                      | 4.00       | 22.00      |

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）金 1,000 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所